

障害者雇用調整金と報奨金の比較

		障害者雇用調整金	報奨金
対象企業		前年度の常用雇用労働者の数が301人以上となる月が連続又は断続して5カ月以上ある事業主	前年度の常用雇用労働者の数が300人以下である月が連続又は断続して8カ月以上ある事業主
支給要件		前年度に、法定雇用障害者数（各月の合計数）を超えて、障害者を雇用していること。	前年度に、各月の常用雇用労働者数に4%を乗じて得た数の年度間合計数又は72人のいずれか多い数を超えて、障害者を雇用していること。
支給額		（法定雇用障害者数）超過1人当たり 月額27,000円	（上記支給要件人数）超過1人当たり 月額21,000円
支給実績 （平成17年度）	事業主数	2,590社	1,962社
	金額	4,673百万円	4,671百万円